

平成 30 年度 第 5 回群馬支部評議会 概要報告（速報）

開 催 日	平成 31 年 1 月 21 日 月曜日 午前 10 時から
開 催 場 所	前橋元気プラザ 21
出 席 者	新井評議員、大矢評議員、岡部評議員、小暮評議員、木村評議員、齋藤評議員、坂本評議員、田子評議員、細野評議員（五十音順）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 31 年度都道府県単位保険料率について 2. 平成 31 年度群馬支部事業計画（案）・群馬支部予算（案）について 3. その他（報告事項） <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営普及促進にかかる覚書の締結について ・群馬県内の年金事務所内協会けんぽ窓口の業務終了について ・平成 31 年度における任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について
議 事 概 要 （主な意見等）	<p>各議題につき事務局より資料に基づき説明。主な質疑・意見は以下の通り。</p> <p>○議題 1. 平成 31 年度都道府県単位保険料率について</p> <p>■資料 1：平成 31 年度都道府県単位保険料率について 別紙資料：平成 31 年度都道府県単位保険料率について</p> <p>〔被保険者代表〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支見込（医療分）について、31 年度の収入が増加しているが具体的にどういったところの収入か。 <p>〔事務局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な健保組合の解散（予定）に伴い、保険料を負担する被保険者数の増加や標準報酬月額の上昇により保険料収入が増加する見込みであること、また補助対象の保険給付費の増加に伴う国庫補助が増加する見込みによるものです。 <p>〔学識経験者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支見込（介護分）について、収入の国庫補助等が下がってきているのはどのような理由か。 <p>〔事務局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各医療保険者は被保険者数に応じて介護納付金を負担（加入者割）しておりましたが、これを報酬額に比例し負担（総報酬割）する仕組みが導入されております。それにより健康保険組合等は所得水準が高い傾向にあるため、負担増となります。協会けんぽは他の被用者保険者に比べて、相対的に所得水準が低く、国庫補助等は減となっております。

〔事業主代表〕

- ・収支見込（介護分）について 30 年度末に見込まれる不足分が発生した理由はなにか。

〔事務局〕

- ・30 年度政府予算案策定時に国から示された予算額と 30 年 4 月に診療報酬支払基金から示された実際の賦課額の間で計数に差が生じたことによって差額が生じたことによるものです。

〔被保険者代表〕

- ・厚生労働省の不適切な調査方法の問題があったが、影響はないのか。

〔事務局〕

- ・協会の収支見込みに影響する修正内容はないものと承知しております。収支見込みにおける賃金の見込については、過去の協会けんぽの実績を使用し推計しており、今回報道のありました「毎月勤労統計」は使用しておりませんが、船員保険の職務上災害に係る給付（障害年金や遺族年金等）算定に使用しており影響がある旨、確認しております。

〔学識経験者〕

- ・平均保険料率 10%維持の方針に基づき、平成 31 年度群馬支部都道府県保険料率 9.84%についての異議はない。H30 年度より 0.07 ポイント下がったものの、群馬支部はインセンティブのシミュレーションでもあったように、指標項目について伸び悩んでいる項目があるので、引き続き尽力して頂きたい。

〔議長〕

平成31年度群馬支部保険料率、激変緩和率、変更時期については承認とし、支部長意見に本評議会の意見を併せ、報告をお願いしたい。

○議題 2. 平成 31 年度群馬支部事業計画（案）・群馬支部予算（案）について

■資料 2：平成 31 年度群馬支部事業計画（案）/群馬支部保険者機能強化予算（案）

〔学識経験者〕

- ・事業者健診データの取得率の K P I の設定について、群馬支部の実施率 2.9%（H29 年度）は全国と比較してどうか。

〔事務局〕

- ・全国平均は 6.4%（H29 年度）、一番高い支部が 13.2%で群馬支部が 2.9%（H29 年度）となっておりますので、4.5%は支部の実態に沿った K P I 設定となっております。現在、大規模な事業所にアプローチをかけて、順調に取得率を上げております。

○議題 3. その他（報告事項）

- 健康経営普及促進にかかる覚書締結について

〔事業主代表〕

- ・この覚書締結による連携事業者の業務は何か。

〔事務局〕

- ・前提として、この締結は協会けんぽ群馬支部が実施する「生き生き健康事業所宣言」事業の普及推進を目的としたものであり、協力連携先企業が取り扱っている商品やサービス等を推奨するものではありません。また、協会側から連携事業者へのデータ提供も一切ございません。連携事業者は、健康経営の理念のもと、「生き生き健康事業所宣言」事業の周知・広報に関することで適用事業所へ訪問する場合がございます。

特記事項

- ・平成 30 年度第 5 回群馬支部評議会傍聴者 なし